

「中山間地域におけるスマート農業導入・加速化事業第1号業務委託」の
公募についての公告

農村整備課では、「中山間地域におけるスマート農業導入・加速化事業第1号業務委託」について、実施者を公募します。本業務の受託を希望される方は、下記に従いご応募ください。

令和5年3月22日

青森県知事

記

1 業務名

中山間地域におけるスマート農業導入・加速化事業第1号業務委託

2 業務の目的及び概要

(1) 目的

本業務は、高齢化等による担い手不足などが深刻な中山間地域において、小規模ほ場に対応したスマート農業の導入促進を図るため、自動給水栓や自動草刈機等を活用した実証試験を実施し、省力効果等の検証を行うものである。

(2) 概要

ア 自動給水栓を活用した実証試験 1 式

イ 自動草刈機等を活用した実証試験 1 式

3 応募資格及び応募要領

青森県のホームページに掲載する応募要領をご参照ください。

【ホームページ掲載場所】 「青森県」→「公募・募集」

4 契約の締結について

本業務に係る契約は、別に定める応募要領により特定された契約候補者と契約の協議が整い次第締結することとします。

5 その他

業務内容、特定方法等の詳細は、応募要領をご参照の上、必要に応じ6の「応募・照会等窓口」にご照会ください。

6 応募・照会等窓口

〒030-8570 青森県青森市長島1-1-1

農林水産部農村整備課 企画・調整グループ

担当者 油川、二唐

T E L 017-734-9545

F A X 017-734-8153

中山間地域におけるスマート農業導入・加速化事業第1号業務委託 応募要領

1 業務名

中山間地域におけるスマート農業導入・加速化事業第1号業務委託

2 業務の目的

本業務は、高齢化等による担い手不足などが深刻な中山間地域において、小規模ほ場に対応したスマート農業の導入促進を図るため、自動給水栓や自動草刈機等を活用した実証試験を実施し、省力効果等の検証を行うものである。

3 委託業務の内容

別添、業務委託仕様書のとおりである。

4 履行期限

令和6年3月22日（金）までとする。

5 応募資格

公募に応募できる者は、次の（1）及び（2）の双方に該当する者とする。

（1）対象者

民間事業者、独立行政法人、認可法人及び民間団体（公益法人を含む。）のいずれかに該当する者。

（2）参加資格

次に掲げる事項の全てに該当する者

ア 青森県建設関連業務の競争入札に参加する者の資格等に関する規則（昭和58年2月青森県規則第6号）第3条第2項各号に掲げる業種について、同規則第5条の規定による認定を受けた者（企画提案書の提出期限までに認定を受けることが見込まれる者を含む。）、物品の製造の請負、買入れ及び借入れに関する契約並びに役務の提供を受ける契約に係る競争入札に参加する者の資格等に関する要領（平成13年4月1日施行）に規定する資格を有する者（企画提案書の提出期限までに競争入札参加資格者名簿に登載されることが見込まれるものを含む。）、または、令和4・5・6年度農林水産省競争参加資格（全省庁統一資格）の役務の提供等で「東北地域」で申請しており、かつ、「調査・研究」に申請している者であること。（企画提案書提出期限までに競争参加資格の登録が見込まれる者を含む。）

イ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項各号及び第2項各号のいずれにも該当しない者であること。

ウ 青森県建設業者等指名停止要領（平成2年6月28日付け青監第633号）等に基づく知事の指名停止の措置を参加表明書の提出期限の日から契約締結の時までの間に受けていない者であること。

エ 県内に本店又は支店を有していること。

オ 配置予定技術者は、技術士（農業部門「農業土木」又は「農業農村工学」）、農業土木技術管理士、又はシビルコンサルティングマネージャー（農業土木部門）のいずれかの資格を有する者、又はこれと同等の能力と経験を有する技術者であること。

カ 配置予定技術者は、応募する者と直接的な雇用関係にあること。

6 参加表明書に関する事項

（１）本業務の受託を希望する者は、様式第１号「参加表明書」に競争入札参加資格の認定結果の通知書の写しを添えて１２の「応募・照会等窓口」に持参又は郵送により提出すること。（提出期間内に必着のこと）

（２）提出期間

令和５年３月２３日（水）から令和５年４月３日（月）

土曜日、日曜日及び祝祭日を除く毎日午前９時から午後５時まで

7 企画提案書の作成、提出等

（１）６の参加表明書を提出した者は、次の項目を内容とする企画提案書を作成するものとする。なお、企画提案書等に使用する言語は、日本語とする。

ア 過去１０年間における同種業務の実績（企画提案書様式２）

前年度から過去１０年間における３に示す業務内容と同種業務の実績を記載する。

イ 配置予定管理技術者の能力（企画提案書様式３）

配置予定管理技術者の保有資格状況、同種業務の経験、継続教育の取組状況について記載する。

ウ 見積書（積算内訳）（企画提案書様式４）

本業務に係る見積書（積算内訳）を作成する。

（２）提出方法

別紙様式第２号により、作成した企画提案書を１２の「応募・照会等窓口」に持参又は郵送により２部（正１部、副１部）提出すること（提出期限内に必着のこと）。

ただし、提出する企画提案書は、１者につき１点に限る。

（３）提出期間

令和５年３月２３日（水）から令和５年４月５日（水）

土曜日、日曜日及び祝祭日を除く毎日午前９時から午後５時まで

8 企画提案書を特定するための評価基準（別添評価基準参照）

（１）応募資格の有無

（２）企画提案書の内容の適切性

ア 過去１０年間の同種業務の実績（同種業務とは、３に示す内容のものとする。）

イ 配置予定管理技術者の能力

ウ 業務費の妥当性（見積書による。）

9 契約候補者の特定等

- (1) 契約候補者の特定に当たっては、県営農業農村整備工事建設業者等選定委員会において、提出された企画提案書を8の評価基準に基づいて審査のうえ本業務について企画的に最適なものを特定し、特定した企画提案書の提出者を契約候補者とする。なお、審査は、非公開とする。
- (2) 審査結果は、企画提案書を提出したものに、令和5年4月10日(月)までに通知(様式第3号)する。
- (3) 契約候補者に特定されなかった旨の通知を受けた者は、通知をした日の翌日から起算して5日(国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日、日曜日及び土曜日(以下「休日等」という。))を除く。)以内に農村整備課長に対し、契約候補者に特定されなかった理由について、次に従い書面(様式自由)により説明を求めることができる。

ア 受付窓口

〒030-8570 青森県青森市長島1-1-1
農林水産部 農村整備課
企画・調整グループ 油川、二唐
TEL: 017-734-9545 FAX: 017-734-8153

イ 受付時間

土曜日、日曜日及び祝祭日を除く毎日午前9時から午後5時まで

- (4) 農村整備課長は、契約候補者に特定されなかった理由の説明を求められたときは、説明を求めることができる最終日の翌日から起算して3日以内(休日等を除く。)に書面により回答する。

10 その他

- (1) 提出期限までに参加表明書を提出しなかった者は、企画提案書を提出することができない。
- (2) 参加表明書及び企画提案の作成及び提出に係る費用は、提出者が負担する。
- (3) 提出された参加表明書及び企画提案書は返却しない。
- (4) 参加表明書及び企画提案書は、採点等本業務に係る事務手続き以外の目的で提出者に無断で使用しない。
- (5) 受領期限以降における参加表明書及び企画提案書の差し替え及び再提出は認めない。
- (6) 参加表明書及び企画提案書に記載した予定担当者は、原則として変更できない。ただし、病休、死亡、退職等の極めて特別な理由により変更を行う場合には、同等以上の技術者であるとの発注者の了解を得なければならない。
- (7) 参加表明書及び企画提案書に虚偽の記載をした場合は、参加表明書及び企画提案書は無効とする。
- (8) 契約締結後、本業務で取得した著作権については、農村整備課長が継承するものとする。

る。

- (9) 応募要領に関する質問がある場合は、令和5年4月3日(月)までに、書面(様式任意)により、12の「応募・照会等窓口」に提出すること。

11 契約等

- (1) 本業務に係る契約限度額は、5,500千円程度(消費税及び地方消費税を含む)を想定している。

- (2) 本業務に係る契約は、契約候補者と契約の協議が整い次第、青森県知事と企画提案書の見積額の金額で締結する。

ただし、契約条件が合致しない場合には、委託契約の締結ができないこともある。

12 応募・照会等窓口

〒030-8570 青森県青森市長島1-1-1

農林水産部 農村整備課

企画・調整グループ 油川、二唐

TEL : 017-734-9545 FAX : 017-734-8153

(参考資料)

本委託の概要等

業務名：中山間地域におけるスマート農業導入・加速化事業第1号業務委託

1 本業務場所は以下のとおり。

黒石市大字大川原地内外

2 本業務の業務委託仕様書は別添のとおり。



この地図は、国土地理院発行の25,000分の1の地形図を使用したものである。

特 記 仕 様 書

業 務 番 号： 青農整（委）第3号

業 務 名： 中山間地域におけるスマート農業導入・加速化事業第1号業務委託

業 務 場 所： 青森県黒石市大字大川原地内外

履 行 期 間： 契約締結日の翌日 ～ 令和6年3月22日

1 目的

本業務は、高齢化等による担い手不足などが深刻な中山間地域において、小規模ほ場に対応したスマート農業の導入促進を図るため、自動給水栓や自動草刈機等を活用した実証試験を実施し、省力効果等の検証を行うものである。

2 業務内容

（1） 自動給水栓を活用した実証試験

ア 実証試験は、連続する複数の水田で実施し、試験区には最上流側の水田に自動給水栓、最下流側に自動給水栓の制御用の水位計を設置して複数の水田の田越しによる水管理を遠隔・自動で行い、水管理の省力効果等を検証するとともに、実証試験の実施に当たり必要となる排水処理工を設置する。

イ 試験区と慣行区において、各水田の水位観測を行うとともに、水管理に要した時間や収量、品質等を比較し、省力効果等を整理する。

（2） 自動草刈機等を活用した実証試験

ア 実証試験は、水田及び樹園地で実施し、様々な条件下（傾斜角や法長）の法面や畦畔において、除草作業の安全性や省力効果等を検証する。

イ 試験区と慣行区において、除草作業に要した時間を比較し、作業効率を整理するとともに、機械の能力に応じた畦畔・法面形状や勾配を整理する。

3 業務上の留意事項

（1） 農業者の理解と協力を得て行うこと。

（2） 既存農地に不具合等が生じないように留意すること。

（3） 効果を検証するための項目については、発注者の確認を得ること。

4 各委託事業に関する事項

（業務場所）

（1） 本業務の実証試験の場所は、次のとおりである。

項 目	実施場所
ア 自動給水栓を活用した実証試験	黒石市大字大川原地内

イ 自動草刈機等を活用した実証試験	【水田】黒石市大字大川原地内 【樹園地】黒石市大字牡丹平地内
-------------------	-----------------------------------

（業務概要）

（２） 業務の概要は、次のとおりである。

項 目	数 量
ア 自動給水栓を活用した実証試験	1 式
イ 自動草刈機等を活用した実証試験	1 式

（基本条件）

（３） 委託契約書と農村整備設計業務共通仕様書に記載されている以外の一般的な事項は、次のとおりである。

- ア 作業実施の順序、方法等は調査職員と緊密な連絡を取り、作業の円滑な進捗を図るものとする。
- イ 作業に従事する管理技術者は、本事業の目的を十分理解し業務を遂行すること。
- ウ 作業内容に著しい変更があった場合は、協議の上、契約内容の変更を行うこととする。

（管理技術者）

（４） 管理技術者は、技術士（農業部門「農業土木」又は「農業農村工学」）、農業土木技術管理士、又はシビルコンサルティングマネージャー（農業土木部門）のいずれかの資格を有する者、又はこれと同等の能力と経験を有する技術者であること。

（作業基本条件）

（５） 各作業は、農作物の栽培や収穫など営農に関する作業のスケジュールを把握し、遅滞の無いよう計画的に実施すること。

（作業項目）

（６） 作業項目は、次のとおりとする。

作 業 項 目	数 量	備 考
1 自動給水栓を活用した実証試験		
1-1 作業計画の作成	1 式	水田 1 試験区 (図面番号 1-1)
1-2 現地作業・観測	1 式	
1-3 機器等の設置（排水処理工含む）	1 式	
1-4 水管理に要する作業時間の整理	1 式	
1-5 生育状況等（収量・品質等）の整理	1 式	
1-6 効果検証	1 式	

2 自動草刈機等を活用した実証試験 2-1 作業計画の作成	1 式	水田 1 試験区 (図面番号 1-1) 樹園地 1 試験区 (図面番号 1-2)
2-2 現地作業・観測	1 式	
2-3 除草作業に要する作業時間の整理	1 式	
2-4 機械の能力に応じた法面形状や勾配の整理	1 式	水田 2 パターン程度 樹園地 2 パターン程度
2-5 効果検証	1 式	

(使用する資材等)

(7) 排水処理工に用いる資材の規格等について、以下に示す。

名 称	数量	規格等	備考
鉄筋コンクリートフリーウム	150m	鉄筋コンクリート フリーウム 200、 L = 2000	排水処理工

(貸与される使用機器等)

(8) 実証試験に用いる機器等のうち、貸与される機器等について、以下に示す。

名 称	数量	備考
自走式草刈機	1 機	
ラジコン草刈機	1 機	
ロボット草刈機	1 機	
トラクター用ハンマーナイフモア	1 機	

(作業の留意点)

(9) 作業上特に留意する点は下記のとおり。

ア 資料作成に当たっては、取りまとめの前に基本的方向について確認すること。

イ 打合せは、着手時、中間時、最終時の 3 回を基本とするが、必要に応じて随時行うこと。

回 次	作業段階	内 容
第 1 回	業務着手時	業務条件の確認及び業務計画書について打合せを行う。
第 2 回	中 間	効果検証等の細部条件について打合せを行う。

第 3 回	最 終	成果品のとりまとめについて打合せを行う。
-------	-----	----------------------

ウ 現地において、条件を変更する必要がある場合は、発注者に報告すること。

(その他)

(10) 本業務は、電子納品業務である。

電子納品対象は報告書、数量計算書等、図面、現場写真とし、作成要領は国土交通省が定める「土木設計業務等の電子納品要領(案)」、「C A D 製図基準(案)」、「デジタル写真管理情報基準(案)」によるほか、「青森県電子納品運用ガイドライン」による。

なお、国土交通省が定める電子納品に関する要領・基準は国土交通省国土技術政策総合研究所のホームページ【<http://www.nilim-ed.jp>】で閲覧、ダウンロードできる。また、「青森県電子納品運用ガイドライン」は整備企画課のホームページ【<http://www.pref.aomori.lg.jp/skikaku/index.html>】の「CALS/EC」のページよりダウンロードできる。

(成果品)

(11) 提出すべき成果品及び提出部数は、次に示すものとする。

ア 報告書・図面 A4サイズ(ファイル綴じ) 正1部・副1部

イ 電子成果品(電子媒体:CD-ROM 又は DVD-ROM) 正1部・副1部

(評価基準)

(1) 応募資格の有無

応募資格	有無	判定基準
1 建設関連業務の競争入札参加資格		1～3 のいずれにも該当しない場合は失格
2 物品等の競争入札参加資格		
3 農林水産省競争参加資格（「東北地域」かつ「調査・研究」）		
4 地方自治法施行令第167条の4第1項及び第2項に該当		該当すれば失格
5 青森県建設業者等指名停止要領等に基づく知事の指名停止		該当すれば失格
6 県内に本店又は支店を有していること		該当しない場合は失格
7 配置予定技術者の有する資格		該当しない場合は失格
8 配置予定技術者は、応募する者と直接的な雇用関係にあること		該当しない場合は失格
判定		

(2) 評価項目及び評価基準

評価項目	評価基準	評価点
1 技術力評価 (30点)	企業評価〔10点満点〕	
	(1) 同種業務の実績（国・県発注のもの）	点
	①過去10年間で5件以上の実績あり	
	②過去10年間で1件以上の実績あり	
	③過去10年間で実績なし	
	技術者評価〔20点満点〕	
	(2) 配置予定管理技術者の保有資格	点
	①技術士（農業部門「農業土木」又は「農業農村工学」）	
	②農業土木技術管理士、シビルコンサルティングマネージャー（農業土木部門）	
	③上記以外	
	(3) 配置予定管理技術者の同種業務経験（国・県発注のもの）	点
	①過去5年間で3件以上の実績あり	
	②過去5年間で1件以上の実績あり	
	③上記以外	
	(4) 配置予定管理技術者の継続教育の取組状況	点
	①各団体の目標（推奨）単位数を満たしている	
	②各団体の目標（推奨）単位数の半数以上を満たしている	
	③上記以外	
30点×技術力評価得点／技術力評価満点		点
2 価格評価 (70点)	70点×（1－見積価格／予定価格）	点
合計 (100点)		点

(様式第 1 号)

番 号
年 月 日

農村整備課長 殿

住所
商号又は名称
代表者氏名 印

参 加 表 明 書

「中山間地域におけるスマート農業導入・加速化事業第 1 号業務委託」の業務企画
に関する提案に参加します。

記

添付書類 : 競争入札参加資格の認定結果の通知書の写し

(担当者) 所属／部署 氏名 電話／FAX E-mail
--

(様式第 2 号)

番 号
年 月 日

農村整備課長 殿

住所
商号又は名称
代表者氏名 印

企画提案書の提出について

「中山間地域におけるスマート農業導入・加速化事業第 1 号業務委託」に関する企画提案書を別添のとおり提出します。

記

添付書類 : 企画提案書 ○部 (正 1 部、副○部)

(担当者)
所属／部署
氏名
電話／FAX
E-mail

(様式第 3 号)

番 号
年 月 日

〇〇〇〇〇 あて

農村整備課長

企画提案書の審査結果について（通知）

「中山間地域におけるスマート農業導入・加速化事業第 1 号業務委託」に関する企画提案書を審査した結果、契約候補者に特定された《には特定されなかった》ことを通知します。

(担当者) 所属／部署 氏名 電話／FAX E-mail
--

(企画提案書様式2)

過去10年間の同種業務の実績

業務名： ○○○事業□□□業務

会社名：

業務名	業務概要	発注機関	履行期間

【注意事項】

- ・実績には、県以外の業務を含む。
- ・記入は、A4用紙1枚以内とする。
- ・同種業務の実績の取り扱いについて

同種業務とは、各種検討会の運営等を含む業務とし、それ以外の業務は「実績無し」とする。

(企画提案書様式3)

配置予定管理技術者の能力

業務名： ○○○事業□□□業務

会社名：

1 配置予定管理技術者の資格保有状況

氏 名	役 職	保有する技術者資格

2 配置予定管理技術者の過去5年間の同種業務経験

氏 名	所属・役職	業 務 名	業務概要	発注機関	履行期間

3 配置予定管理技術者の継続教育の取組状況

氏 名	団 体 名	取得年数	取得単位数

【注意事項】

- ・氏名には、「ふりがな」をふること。
- ・企画提案書の提出者以外の企業等に所属する担当者については、所属・役職欄に企業名等も記載すること。
- ・所有技術資格には、資格の種類、部門（選択科目）を記載すること。
- ・1～3を併せてA4用紙2枚以内とする。

(企画提案書様式4)

見積書（積算内訳）

業務名： ○○○事業□□□業務

会社名：

区 分	数量	単位	単価	金 額	備 考

【注意事項】

- ・必要に応じて積算参考資料を添付する。
- ・作業項目毎に職種、人員等の内訳を整理すること。

<参考例>

(積算参考資料)

作業区分	職種別人員（人）							備 考
	技師長	主任 技師	技師A	技師B	技師C	技術員		

(別紙 1)

配置予定管理技術者の継続教育の取組状況について

- 1 目標（推奨）単位の単位数及び取得年数については各団体の定めによるものとし、その証明日は前年度末（３月３１日）時点とする。なお、証明書の有効期限は１年間とする。

「(別紙 2) 新型コロナウイルス感染症に係る暫定措置について」参照。

- 2 継続教育は、配置予定技術者の保有する資格の種別、及び継続教育制度を実施している団体の種別に関係なく、定められている目標単位を満たすことにより評価の対象とする。
- 3 下表は、建設系ＣＰＤ協議会に加入している団体のうち、継続教育制度を実施し目標単位数を定めている団体の目標単位数であるが、他団体の継続教育制度についても評価するものとする。

団体名	継続教育制度	目標（推奨）単位
全国土木施工管理技士会連 合会	継続学習制度（CPDS）	30 ユニット / 年 60 ユニット / 2 年 90 ユニット / 3 年 120 ユニット / 4 年 150 ユニット / 5 年
空気調和・衛生工学会	設備技術者継続能力開発シ ステム（SHASE-CPD）	50 ポイント / 年 250 ポイント / 5 年
建設コンサルタンツ協会	CPD 制度	50 単位 / 年
地盤工学会	G-CPD 制度	50 ポイント / 年
土木学会	土木学会 CPD システム	50 単位 / 年
日本環境アセスメント協会	JEAS-CPD 制度	50 単位 / 年
日本技術士会	技術士 CPD（技術研鑽）制度	50CPD 時間 / 年 150CPD 時間 / 3 年
日本建築士会連合会	建築士会 COD 制度	12 単位 / 年
日本造園学会	造園 CPD（継続教育）制度	50 単位 / 年
日本都市計画学会	都市計画 CPD	50 単位 / 年
農業農村工学会	技術者継続教育機構（CPD）	50 単位 / 年

(別紙 2)

新型コロナウイルス感染症に係る総合評価項目の暫定措置について

< 令和 4 年 7 月 1 日以降入札公告の工事及び業務に適用 >

評価項目「(配置予定技術者の能力) 継続教育の取組状況」について、今年度の暫定措置として、以下のとおり運用します。

証明日を前年度末に限定せず、過去 4 年間（前年度末から遡った 4 年間）のうち任意の 1 年間（例えば、平成 31 年 1 月から令和元年 12 月までなど）に取得した単位（ユニット）数を有効とします。

団体名	継続教育制度	目標（推奨）単位
全国土木施工管理技士会連合会	継続学習制度（CPDS）	30 ユニット / 過去 4 年間のうち任意の 1 年間 60 ユニット / 過去 5 年間のうち任意の 2 年間 90 ユニット / 過去 6 年間のうち任意の 3 年間 120 ユニット / 過去 7 年間のうち任意の 4 年間 150 ユニット / 過去 8 年間のうち任意の 5 年間
空気調和・衛生工学会	設備技術者継続能力開発システム（SHASE-CPD）	50 ユニット / 過去 4 年間のうち任意の 1 年間 250 ユニット / 過去 8 年間のうち任意の 5 年間
建設コンサルタンツ協会	CPD 制度	50 単位 / 過去 4 年間のうち任意の 1 年間
地盤工学会	G-CPD 制度	50 ポイント / 過去 4 年間のうち任意の 1 年間
土木学会	土木学会 CPD システム	50 単位 / 過去 4 年間のうち任意の 1 年間
日本環境アセスメント協会	JEAS-CPD 制度	50 単位 / 過去 4 年間のうち任意の 1 年間
日本技術士会	技術士 CPD（技術研鑽）制度	50CPD 時間 / 過去 4 年間のうち任意の 1 年間 150CPD 時間 / 過去 6 年間のうち任意の 3 年間
日本建築士会連合会	建築士会 CPD 制度	12 単位 / 過去 4 年間のうち任意の 1 年間
日本造園学会	造園 CPD 制度	50 単位 / 過去 4 年間のうち任意の 1 年間
日本都市計画学会	都市計画 CPD	50 単位 / 過去 4 年間のうち任意の 1 年間
農業農村工学会	技術者継続教育機構（CPD）	50 単位 / 過去 4 年間のうち任意の 1 年間